

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 29 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

函館消防団に勤務する消防団員	団長	年額	100,000 円
	副団長	年額	63,000 円
	分団長	年額	46,000 円
	副分団長	年額	41,000 円
	部長・班長	年額	31,000 円
	団員	年額	30,000 円
函館消防団以外の消防団に勤務する消防団員	団長	年額	100,000 円
	副団長	年額	66,000 円
	分団長	年額	48,000 円
	副分団長	年額	39,000 円
	部長	年額	33,000 円
	班長	年額	32,000 円
消防団員	消火活動である火災出動	出動 1 回	5,000 円
	消火活動である火災出動以外の出動	出動 1 回	4,000 円
	会議等への出席	日額	2,000 円

消防団員	団長	年額	100,000 円
	副団長	年額	69,000 円
	分団長	年額	50,500 円
	副分団長	年額	45,500 円
	部長・班長	年額	37,000 円
	団員	年額	36,500 円
	消火活動である火災出動	出動 1 回	5,000 円
	消火活動である火災出動以外の出動	出動 1 回	4,000 円
	会議等への出席	日額	2,000 円

改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

消防団員の報酬額を改定するため